

●規程改正の概要

要 旨	「山梨県職員の退職手当に関する条例」等の一部改正に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員退職手当規程」の一部改正を行う。				
	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構職員退職手当規程の一部改正（規程第●号）</p> <p>1 規程改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年12月、退職給付に係る官民較差を是正するため、国家公務員退職手当法の一部が改正され、国家公務員の退職手当の支給水準が引き下げられこととなる（平成30年1月1日施行）。 ○ 山梨県職員においても、国家公務員に準じて退職手当条例が改正され、支給水準が引き下げられこととなる（平成30年2月1日施行）。 ○ 当機構における退職手当制度は、山梨県職員に準じた制度設計となっている。 ○ このため、山梨県立病院機構職員退職手当規程を改正する必要がある。 				
内 容	<p>2 規程改正の内容</p> <p>山梨県職員に準じて、調整率を次のとおり引き下げる。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>調整率</td> <td>87/100</td> <td>→</td> <td>83.7/100</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調整率：官民の支給水準の均衡を図るために設けられているもの。 退職理由及び勤続年数にかかわらず、全ての退職者に適用。 ○ 退職手当額 = 退職時の給料月額 × 退職理由別・勤続年数別割合 × 調整率 + 職務（級）に応じた調整額 ○ 影響額 (例) 定年退職（勤続35年 事務職 8級在級5年 給料月額450千円）の場合 25,889千円 → 25,042千円 (▲847千円) 	調整率	87/100	→	83.7/100
調整率	87/100	→	83.7/100		
実施期日	平成30年2月1日から実施する。				

地方独立行政法人山梨県立病院機構職員退職手当規程 新旧対照表（平成 30 年 2 月 1 日適用）

新	旧
<p>附 則</p> <p>第 4 条 当分の間、35 年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第 4 条から第 8 条までの規定により計算した額にそれぞれ 100 分の 83.7 を乗じて得た額とする。この場合において、第 13 条第 1 項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第 4 条」とする。</p> <p>第 5 条 当分の間、36 年以上 42 年以下の期間勤続して退職した者で第 4 条第 1 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第 7 条の規定により計算した額に前条に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>第 6 条 当分の間、35 年を超える期間勤続して退職した者で第 6 条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を 35 年として附則第 4 条の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p>附 則</p>